

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

### 告 示

○県営土地改良事業計画を変更した件

○道路の区域を変更する件三件

○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件

### 公 告

○争議行為を行う旨通知があった件

○肥料の検査の結果の概要を公表する件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

### 正 誤

○平成二十四年六月十五日付け定例第二千三百九十五号中

○平成二十四年十月五日付け定例第二千四百二十五号中

三六二

三六二

三六二

三六三

三六三

三六三

三六四

三六五

三六五

三六六

三六六

## 規 則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第七十二号

#### 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年福島県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二条第二項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第六条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

（林業振興課）

### 福島県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、東長原地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年十一月七日から（二十日間）  
月二十六日まで

三 縦覧の場所

会津若松市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十四年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道船引 大越小野 線	田村市船引町船引字錦 柄前二番一地从先から 同 市船引町今泉字鳥 足三六番地先まで	変更前 変更後	四・三〇 二二・五 四・四〇 一七・八	一、〇七八・〇 一、〇七九・七

（道路計画課）

### 福島県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県県中建設事務所で平成二十四年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村市船引町船引字箱 柄前二番一地从先 同 市船引町今泉字鳥 足三六番地先まで	変更前 A	四・四 一七・八	一、〇七九・七
	田村市船引町今泉字鳥 足三六番地先から 同 市船引町今泉字後 田一六四番一地从先まで	変更前 B	一一・五 三六・五	二三五・四
	同 市船引町今泉字鳥 足三七一番二地先まで	変更前 C	一七・四 三五・八	六六七・〇
	田村市船引町今泉字鳥 足三六番地先から 同 市船引町今泉字後 田一六四番一地从先まで	変更後 B	一一・五 三六・五	二三五・四
	同 市船引町今泉字鳥 足三七一番二地先まで	変更後 C	一七・四 三五・八	六六七・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字滝沢 字四十筋二四五番七 地先から	変更前 A	八・〇 三三・一	一、二三〇・〇
	同 郡同 町大字滝沢 字鳥屋場二二八番一 六地先まで	変更後 B	八・〇 三三・一 一〇・〇 五六・〇	一、二三〇・〇 八五〇・五

(道路計画課)

福島県告示第五百三十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	区 間
県道喜多方会津坂下 線	喜多方市字二丁目四八四番地先から同市字三丁目四八四 四番二地先までの上り線 喜多方市字二丁目四六六二番地先から同市字三丁目四七九 一番地先までの下り線

(道路計画課)

公 告

公告第三百二十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長野地寿子から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十四年十月二十四日付  
平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤雄平

一日時 平成二十四年十一月八日から問題解決までの期間  
二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーション



たい肥	は販売業者	(及び商品名)	(%)	(%)	(%)	(mg/kg)	(mg/kg)	(%)	(%)
たい肥	山田英司	山ちゃん堆肥	0.8	1.2	1.9	14	88	1.1	12
たい肥	福島県酪農協同組合	牛ふん1号	1.0	0.9	2.2	15	66	1.0	20
たい肥	鈴木茂博	グリーンパター(牛フン堆肥)	0.9	0.3	0.5	4	40	0.4	16
									68.2

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

公告第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十一月六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
東根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 長谷川 康夫

同 羽田 良一

同 高橋 徳次

同 石川 正一

同 佐藤 常夫

同 笠原 達男

同 清野 公治

同 鈴木 幹夫

同 村上 眞

同 佐藤 利光

同 畑 重雄

同 齋藤 安治

同 就任した役員

役別 氏名

理事 長谷川 康夫

住所

伊達市保原町大泉字大塚七九番地一

福島市渡利字渡利町三四番地

同 市岡島字宮沢一八番地

同 伊達市箱崎字北西道二四番地

同 市保原町字磐前通一九番地一

同 市保原町字十二丁目三四番地一

同 市保原町柱田字武士沢二五番地

同 市梁川町細谷字浅間下八一番地

同 福島市岡部字姥畑五番地

伊達市保原町富沢字稲荷内六四番地

同 市保原町金原田字北原二〇番地

同 市梁川町新田字小松林九八番地三

住所

伊達市保原町大泉字大塚七九番地一

同	羽田 良一	福島市渡利字渡利町三四番地
同	高橋 徳次	同 市岡島字宮沢一八番地
同	石川 正一	伊達市箱崎字北西道二四番地
同	石田 耕起	同 市保原町大柳字高橋一三番地
同	佐藤 常夫	同 市保原町字磐前通一九番地一
同	浦山 公一	同 市保原町字十二丁目一二番地
同	清野 公治	同 市保原町柱田字武士沢二五番地
同	遠藤 矩雄	同 市保原町二井田字南四七番地
同	鈴木 幹夫	同 市梁川町細谷字浅間下八一番地
同	齋藤 安治	同 市梁川町新田字小松林九八番地三
同	安部 桂司	福島市岡部字前田九〇番地
同	佐藤 利光	伊達市保原町富沢字稲荷内六四番地
同	畑 重雄	同 市保原町金原田字北原二〇番地

(農村計画課)

正 誤

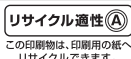
ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年六月十五日付け定例第二千三百九十三号中（原稿誤り）

二〇二	上	一五	(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。 白河市・西白河郡西郷村（以上二市町村国有林。次の図に示す部分に限る。）	(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
		一六	(二) その他の森林については、は、主伐に係る伐採種を定めない。	(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
			(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
			(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	

○平成二十四年十月五日付付定例第二千四百二十五号中

三四一	下	一	福島県選挙管理委員会告示第五十四号	福島県選挙管理委員会告示第五号
-----	---	---	-------------------	-----------------



再生紙を使用しています。 【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県  
印刷所 株式会社 第一 印刷